

令和５年高島市農業委員会第７回総会議事録

- 1 開催日時 令和５年７月１０日（月）
午後１時３０分から午後２時５５分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館３階 会議室 ９・１０
- 3 出席委員（１７人）

会長	6 番	中田正敏
副会長	9 番	地村満信
	1 番	左崎 泉（議事録署名委員）
	2 番	松村茂與門（議事録署名委員）
	3 番	水口 淳
	5 番	采野 哲
	7 番	前川高康
	8 番	岡本義治
	10 番	中川幸雄
	11 番	西澤恵美子
	12 番	日置克己
	13 番	高城伸司
	14 番	山田善嗣
	15 番	萬木喜代次
	16 番	小島 明
	17 番	足立哲夫
	19 番	河原林幸和
- 4 欠席委員（２人）

4 番	高木敏一
18 番	東村定典
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和（省略）
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第 1 令和５年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第１回会長会について

第2 令和5年度第2回高島市農産ブランド認証委員会について

- 第3 報告第13号 人事異動に伴う農業委員会職員の任免について
- 第4 報告第14号 農地の転用事実に関する照会について
- 第5 議案第39号 農地買受適格証明願について
- 第6 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第8 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第43号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第10 議案第44号 農用地利用集積等促進計画（高島市）について

5. 連絡事項

(1) 農業委員任命式および令和5年第1回臨時総会について

- ・日時 令和5年7月20日（木） 午前10時00分
- ・場所 高島市役所新館 3階 会議室9・10・11・12

(2) 農地利用最適化推進委員委嘱式および農業委員・推進委員合同研修会について

- ・日時 令和5年7月20日（木） 午後1時30分
- ・場所 高島市役所新館 3階 会議室9・10・11・12

8 会議に出席した職員

副市長		中川 義人
農林水産部	部長	長瀬 正弘
	次長	中川 美知夫
農林水産部農業政策課	参事	藤原 峰樹
	主事	南村 悠斗

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長心得	水口 善広
	局次長	伊庭 久美
	参事	青谷 和夫
	参事	前河 康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様におかれましてはお忙しい中、令和5年第7回高島市農業委員会総会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、7月1日付けで、農業委員会事務局長心得の併任を拝命いたしました水口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
-----	--

副市長	本日、皆様方におかれましては、任期最後の総会でございますので、中川副市長に出席いただいております。中川副市長より一言ごあいさつを申し上げます。 《中川副市長 あいさつ》
事務局	ありがとうございました。中川副市長と長瀬部長は、この後、公務が入っておりますので、ここで退席させていただきます。
事務局	本日の総会には、１７名の委員の皆様にご出席を賜っております。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定によりまして在任委員の過半数以上でありますことから本総会が成立いたしますので、まずご報告をさせていただきます。なお、欠席の委員につきましては、４番 高木委員、１８番 東村委員でございます。 続きまして、総会開会前の連絡事項を申し上げます。本日の案件につきましては、報告事項が２件、報告案件が８件、農地法に基づく許可等案件といたしまして、証明願についてが３件、第３条案件１２件、第４条案件１件、第５条案件５件でございます。市長部局からの案件といたしまして「高島市農用地利用集積計画」の案件が２０件、「農用地利用集積等促進計画」の案件が２３件でございます。以上７４件につきまして本日ご審議いただくことになっております。また本日の総会につきましては引き続き感染症対策の観点から、農業委員会憲章の唱和および議案の朗読を省略させていただきます。また議案説明につきましてもできる限り短縮をさせていただきますので、各委員の皆様におかれましてはスムーズな議事進行にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。 次に、委員の皆様のお手元に「令和５年第７回高島市農業委員会総会参考資料」を配付させていただいております。ご確認をお願いいたします。 この参考資料につきましては、個人情報が含まれているものにつきましては回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、総会の開会にあたりまして、中田会長からご挨拶を申し上げます。
会長	《中田会長 あいさつ》
事務局	ありがとうございました。これより後の総会の議事進行につきましては、高島市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき、中田会長にお願い

	いたします。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	それではこれより、令和5年第7回高島市農業委員会総会を開会させていただきます。
会長	本日の議事日程に従い、会議を進めます。 日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名をさせていただきます。本日の総会の議事録署名委員には、1番左崎泉委員、2番松村茂與門委員お二方を指名いたします。よろしくお願いいたします。
会長	それでは次に、日程第2「報告事項」を議題とさせていただきます。 まず第1「令和5年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第1回会長会」につきまして、出席をさせていただきましたので、私の方から簡単にご報告をさせていただきます。
会長	令和5年度第1回滋賀県都市農業委員会連絡協議会会長会が、6月の15日に野洲市で開催をされました。この都市連につきましては、本年度から高島市が会長を務めるということになってございますので、私と事務局3名の方が出席をさせていただきまして、議事を進めさせていただきました。まず、協議事項でございますが、令和4年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会の事業報告について、同年度連絡協議会の収支決算書および監査報告についてということで2案ございました。また第3号議案につきましては、令和5年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会事業計画、第4号議案につきましては同連絡協議会の収支予算案につきまして、それぞれご提案をさせていただきました。原案のとおり可決、決定をいただいたところでございます。そのあと、県農業会議の事務局長の方から指導連絡事項というふうなことでございました。これにつきましては、細かくは申し上げませんが、基本的には今後の農業委員会の取り組みの方向等々についてのお話があったということと、それからその中で、テーマ的には太陽光発電の問題とか来年に改正を考えられており「食料・農業・農村計画」の展開の方向というようなことで、それぞれ国の方で行われております食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会のとりのまとめの方向等々につきまして、ご報告をされたところでございます。その中で注目すべきところは「多様な農業人材」というふうなことで、農村の人口が減少する中で離農する経営体の農地の受け皿となる経営体、いわゆる担い手の育成の確保、それから地域の話合いをもとに、担い手に加え多様な農業人材も参加して、

	地域の農地を保全管理し、持続的な生産につなげるというふうなところがございました。このへんのところをどのように農業委員会の今後の事業の中で展開をしていくかということが、これからの課題ではないのかな、というふうに考えております。それと、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが営農型太陽光発電のあり方に関するとりまとめというふうなことでございまして、6月の7日に総合農林政策調査会等の合同会議で、とりまとめについて議論があったというふうなことでございますし、農業生産と再生可能エネルギーの導入の両立をさせることが本来の姿でありますけれども、近年、営農が適切に行われないなど、本来の目的から外れている事例が見られるというようなことで、私どもも課題のひとつとして取り上げているようなところが話し合いの中で進んでいるというふうなことでございます。それに基づきまして、いろんな措置を考えているということで、一つには一時転用の許可や、許可取り消しの是正処分が厳格に実施されるよう営農が適切に行われることを示す資料の提出を法令によって明記するというところでございます。今まではだいたい地域の80%程度の生産というふうなことでございましたが、このへんが明確化してくるというふうに考えていただければいいかなと思います。それと制度の目的、趣旨や考え方について一時転用許可基準の考え方や地域計画との関係等をガイドライン等により明確化し、許可権者への通知をするというところでございます。もう一つは、適切な営農が確保されない場合の許可取り消しにつながるしくみについて、法改正等を前提に今後検討を継続して、必要な対応を講ずるというところでございます。一口に申し上げますと、営農型太陽光発電につきましては本当に本来の目的に沿っているのかどうか、これに沿わない場合への3条許可のあり方というものが明確化されるというふうな報告でございました。以上、大変簡単な説明でございますけれども、私からの報告とさせていただきたいと思います。
会長	それでは、今申し上げました内容等につきまして、何かご意見、ご質問ございましたらご発言いただきたいと思いますのですが何かございますか。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、ご意見ないようでございますので、続いて第2といたしまして「令和5年度第3回高島市農産ブランド認証委員会について」出席をいただきました采野委員から報告をお願いいたします。

采野委員	5 番采野です。皆様のお手元に配付されております右上に資料 1 と書いてあるものをご覧ください。令和 5 年度第 3 回農産ブランド認証委員会の審査結果報告をいたします。6 月 28 日ですね、ここの新館 3 階の会議室にて認証申請事案の審査を行いました。申請は個人 3 名、8 件、8 品目になっております。すべてがランク 1 についての申請でございました。裏面に詳細記載がございますが、委員の中で慎重に審議をした結果、すべて認められるものというところで、何も問題なく滞りなく審査いたしましたことをご報告いたします。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは本件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご発言ないようでございますので、以上を持ちまして、日程第 2「報告事項」を終了いたします。
会長	次に、日程第 3 報告第 13 号「人事異動に伴う農業委員会職員の任免について」を議題といたします。事務局から説明いたします。
事務局	それでは説明させていただきます。3 ページをご覧ください。報告第 13 号「人事異動に伴う農業委員会職員の任免について」でございます。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会職員を任免したので報告します。 この度の人事異動で、中川次長は農業委員会事務局長の併任が解かれました。代わりまして、私、水口が農林水産部農村整備課長と農業委員会事務局長心得を併任させていただくことになりました。以上でございます。
会長	それではここで、事務局長の併任が解かれました中川次長からあいさつを受けます。 《 転出者 中川次長あいさつ 》
会長	《 中田会長 あいさつ 》 それではここで中川次長につきましては退席していただきます。

会長	以上で、日程第3「報告第13号」を終わらせていただきます。
会長	次に、日程第4。報告第14号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局から説明いたします。
事務局	4ページをお開きください。報告第14号、農地の転用事実に関する照会について。本案件は、前回総会以降に大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号7について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を会長専決規程により回答しましたのでご報告いたします。以上でございます。
会長	それでは本件につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見ないようでございますので、以上をもちまして日程第4「報告第14号」を終わりとさせていただきます。
会長	次に、日程第5 議案第39号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をいたします。
事務局	本件は、大津地方裁判所において、民事執行法に基づく農地の競売の入札が令和5年7月11日から7月18日まで実施されます。この競売に参加するには、農業委員会が交付する「農地買受適格証明書」の提出が条件であることから、農地法第3条の許可申請があった場合と同様の審議を、本日お願いするものです。参考資料の資料2、競売等の買受適格証明願の取り扱いについてをご覧ください。 基本的な考え方として、競売等の買受適格証明書は法的な根拠はなく、裁判所に対し農業委員会が行うサービス行為となり、法に照らし合理的な理由がなければ、特定の人や法人によって証明書の発行を断ることができないものとなっております。手続きの流れとしましては、2パターンございます。1つ目が、入札期間が総会開催日以後の場合です。申請者より証明願が提出され、総会で審議ののち適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、農地法第3条許可を専決し、次回総会で報告するという流れです。2つ目が、入

	札期間が総会開催日前の場合です。申請者より証明願が提出され、専決処分により適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、総会で農地法第3条許可を議決するという流れです。 今回、入札期間が、令和5年7月11日から令和5年7月18日までとなっており、今回は入札期間が総会開催日以後の場合の対応となりますので、落札後、会長の専決により農地法第3条の許可書を交付することとなります。それでは、議案説明に入らせていただきます。 番号1。申請位置図等は、報告議事案件資料集の1ページから3ページをごらんください。願出者の経営面積は1,333.81アールです。農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、この競売財産をはじめ、耕作する権限のある農地すべてを効率的に利用し耕作を行うと認められ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
日置委員	12番 日置でございます。ただ今事務局から説明いただいたとおりでございます。ご審議どうぞよろしくお願いします。
事務局	番号2。申請位置図等は、報告議事案件資料集の3ページから5ページをごらんください。願出者の経営面積は1,333.81アールです。農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、この競売財産をはじめ、耕作する権限のある農地すべてを効率的に利用し耕作を行うと認められ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
日置委員	12番 日置でございます。ただ今、事務局の説明のあったとおりでございます。どうぞよろしくお願いします。
事務局	番号3。申請位置図等は、報告議事案件資料集の6ページから7ページをごらんください。願出者の経営面積は1,333.81アールです。農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、この競売財産をはじめ、耕作する権限のある農地すべてを効率的に利用し耕作を行うと認められ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
萬木委員	15番萬木です。現地も確認した結果、何の問題もないと思うので、ご

	審議よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。 これより、議案第39号「農地買受適格証明願について」番号1から番号3について審議に入ります。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。はい、中川委員。
中川委員	10番中川です。教えていただきたいんですが、この入札案件は理由と、そして1番の写真を見ると本年度植え付けがされているんですが、そのことの問題はないのか、そして、私の記憶ではたぶん1番は上安曇地区のほ場整備区域内と思えるんですが、すでに換地ができていてそのへんは本人は承知の上ということではよろしいのかどうか確認をしたいのですが、以上です。
日置委員	12番日置です。今、中川委員の質問にちょっと説明させてもらいます。書類をとりこられる時に、今委員言われたように、ほ場整備の範囲にあるのでここはそのまま協力してくれと、それではちょっと困るんで換地がされているので、そのまま作ってもらったら結構やということで判子を押してます、大丈夫です。植え付けは、たぶん■■■■■という人は、たくさん買ってはるんやけども、たぶん自分ではしていないのでそのまま近くの人に全部委託していると思います。
会長	よろしいですか、他ご意見ございませんか。はい、松村委員。
松村委員	2番松村です。今の中川委員の質問と続きみたいな話なんですが、3番の案件ですと、■■■■■という方が自分で作っておられないということなんですが、これはあくまで入札ですので、絶対落札できるという保証はありませんので。畦畔がとっばらってしまってるんですね、3番は。3番は鴨ですさかいに、ほ場整備外やと思うんですけども、要するに畦畔とっばらってしまってるんで、もし落札できなかったら、元の所有者、落札者と所有者が変わってしまうことに、別の落札者がもし出たら所有者が変わってしまうことになるので、畦畔を復旧せんなんという形になるので、そんな話は現場ではどういう扱いになっているんか、そこらへんだけが、気になるんですわ。たぶんこの方しか応札する方はないと思うんですけども、どんな事態が起こるわかりませんので、別の方がもし落札してしまう

事務局	と、畦畔の復旧してしまわんなんことになってくるんで、ちょっとそこだけが気になるんです。 ただ今の質問にお答えをいたします。買受適格証明に関しましては、競売物件ということで、現在、裁判所が所管しているような状況でございます。正式に落札者が決定した時点で、今、松村委員が申されましたいろんな問題点につきましては、そののち協議がなされまして、解消に向けての協議がされるというふうに考えているところでございます。以上でございます。
松村委員	2番松村です。もし別の方が落札されたら、要は元の地籍、畦畔を増築して復旧せんなん。両方とも水田ですので、水の捉え方やらは、要は用水路の確保が畦畔作ってできる現地になっているのか、そこらがちょっと気になるんですけれども、それは今後の話し合いということで理解していいんですか。
事務局	おっしゃっていただきますとおり、隣の地番と現在一体的な利用がされておりますので、もし今おっしゃるように別の方がということになると、新たに畦畔を設けてというような扱いになろうかと考えております。
会長	他ご意見ございませんか。それでは、ご意見尽きたようでございますので、これより、議案第39号「農地買受適格証明願について」採決を行います。番号1の案件について、願出のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号2の案件について、願出のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号3の案件について、願出のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	よって、議案第 39 号「農地買受適格証明願について」番号 1 から番号 3 の案件については、願出のとおり証明書を交付することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第 6 議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いいたします。
事務局	8 ページをお開きください。高島市農委議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」9 ページをご覧ください。 所有権の移転、番号 1。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 8 ページから 9 ページをご参照ください。 申請地は、県外に住む譲受人が高島市への移住を考え、市の空き家紹介システムにより、空き家の購入を決めたのち、譲渡人が空き家紹介システムに登録した農地付き住宅の対象農地を譲受人から購入する申し出があり、売買により田 1 筆を所有権移転するものです。 家屋の修繕工事を行いながらの 2 拠点生活中は、草刈り等を定期的に行い適切に管理し、移住後に家庭菜園として利用する計画で、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
左崎委員	1 番左崎です。ただ今事務局から説明があったとおりでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
事務局	番号 2。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 10 ページから 11 ページをご参照ください。 申請地は、父が亡くなり、耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人と、居住地の隣接地で便利がよい譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
水口委員	3 番水口です。ただ今事務局から説明のあったとおりです。特段問題ないと思いました。委員の皆様の慎重なご審議よろしく申し上げます。

事務局	番号３。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１２ページから１３ページをご参照ください。 申請地は、獣害対策として自宅近くの畑で作物を育てたい譲受人と、加齢等により農地の保全が難しくなった譲渡人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岡本委員	８番岡本です。申請内容はただ今事務局の説明どおりでございます。ご審議の方、よろしくお願い申し上げます。
事務局	番号４。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１４ページから１５ページをご参照ください。 申請地は、譲受人において、以前より畑として野菜づくりに利用しており、農地の取得に係る下限面積要件が廃止されたことから、売買により所有権を移転するものです。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	９番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。ご本人は経営面積は０でございますが、頑張って畑をするという決意をもっておられます。現地確認は１５ページの写真のとおりとなっております。よろしくご審議願います。
事務局	番号５。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１６ページから１７ページをご参照ください。 申請地は、畑として利用していたが、耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く便利がよい譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
日置委員	１２番日置でございます。１７ページの写真を見ていただいたらわかりますが、赤線の奥の方にビニールハウスで、これアドベリーやと思うんですけども、アドベリーを使う協議会の会員の方でありまして、今後それに利用したいということでございました。どうぞよろしくお願いします。

事務局	番号 6。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 18 ページから 20 ページをご参照ください。 申請地は、耕作することが困難となってきた譲渡人と、このたび購入する居宅に近く便利がよい農地を取得したい譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験、また申請地に野菜や柿、ブルーベリーを栽培する計画で、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
高城委員	13 番高城でございます。ただ今の事務局の説明のとおりでございます。なんら問題もないと思いますので、よろしくお願いします。
事務局	番号 7。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 21 ページから 22 ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住しており耕作することが難しく、農地を売却したい譲渡人と、このたび購入する建物の隣接地で、農業を始めるのに便利がよいため農地を取得したい譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
高城委員	13 番高城でございます。この土地につきましては長年放置されておりましたが、今回若い人が耕作をしていただけるということで、大変喜んでいところでございます。どうかよろしくお願いします。
事務局	番号 8。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 23 ページから 24 ページをご参照ください。 申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、県道からの進入が可能となり農地を一体的に利用できることから、以前から譲受けを希望していたところ、このたび相続登記が完了した譲渡人と、話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

山田委員	14番山田です。申請内容につきましては、今事務局からあったとおりです。譲受人の土地の隣接したところであって、一体的に使えるということはありませんし、進入路が今までなかったということで、効率的に使えるということで現地確認をいたしました。問題ないというふうに思いますのでよろしくをお願いします。
事務局	番号9。申請位置図等は、報告・議事案件資料集25ページから26ページをご参照ください。 本件は、飲食店を経営する譲受人が、野菜や果樹を栽培し、来客にも収穫を楽しんでもらいたいと、店舗の隣接地である申請地の譲受けを希望し、このたび譲渡人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人世帯において農機具はリースで確保し、野菜等を栽培する計画をされており、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
小島委員	16番小島です。ただ今、事務局の説明のとおりでございまして、現地も確認いたしました。問題ないと判断いたしました。どうぞよろしくご審議願います。
事務局	番号10。申請位置図等は、報告・議事案件資料集27ページから28ページをご参照ください。 申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、体調面により今後管理がむずかしい譲渡人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
小島委員	16番小島です。この案件につきましては、17番東村委員の案件ですが本日体調不良ということで欠席されております。東村委員から現地も確認して問題ないという報告を受けておりますので、よろしくご審議願います。
事務局	番号11。申請位置図等は、報告・議事案件資料集29ページから30ページをご参照ください。 申請地は、譲渡人が、体調面により耕作を継続することがむずかしいため、譲受人に贈与したいと申し入れがあり、所有権を移転するものです。

小島委員	譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 16番小島です。この案件におきましても、17番東村委員の案件でございますけれども、先ほども言いましたように現地も確認いたしましたが無題ないということでございます。よろしくご審議願います。
事務局	番号12。申請位置図等は、報告・議事案件資料集31ページから32ページをご参照ください。 申請地は、譲渡人が県外に転出するため耕作することが難しく、居住地に近く、農業の規模拡大を行う上で便利がよい譲受人との間で話がまとまり、贈与により所有権移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
河原林委員	19番河原林でございます。事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
会長	それでは、以上で説明が終わりました。これより、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」「所有権の移転」番号1から番号12の案件について審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	よろしいですか、それではご意見ないようでございますので、これより、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決を行います。最初に「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 次に、番号 3 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 4 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 5 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 6 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 7 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 8 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号 9 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 次に番号１０の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号１１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に番号１２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第４０号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」番号１から番号１２の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第議案第４１号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	１１ページをお開きください。高島市農委議案第４１号「農地法第４条の規定による許可申請について」１２ページをご覧ください。番号１。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３３ページから３５ページをご参照ください。本件は、自家用車、普通自動車２台、軽自動車３台、駐車できる駐車場を設置するため、田１筆を農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、第１種住居地域であることから、第３種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、造成面に排水勾配を設けて放流します。万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお、今回の申請地番につきましては、５月総会において、農地法３条申請があり許可されました。その後、事情により、申請人

	の自宅の借地駐車場を返還しないとならなくなり、周辺の土地を探したところ、今回の申請地しかなかったことから申請があったものです。農地法第4条第2項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
前川委員	7番前川です。ただ今事務局から丁寧に説明のあったとおりです。問題ないと思いましたが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議に入ります。本件につきましてご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見がないようでございますので、これより議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」採決を行います。番号1の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」、番号1の案件は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
会長	日程第8、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	13ページをお開きください。高島市農委議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」14ページをご覧ください。1. 所有権の移転、番号1。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の35ページから37ページをご参照ください。本件は、空き家の敷地となっている畑1筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、今津町弘川の集落内で周りに住宅等があり住宅等が連たんしていることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水は道路側溝へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されてい

前川委員	ます。また、昭和51年8月バイパス工事のため住宅を移転する際に、地目が畑であるにもかかわらず住宅を建設してしまい申し訳なく、今後は農地法を守る旨の顛末書が添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 7番前川です。ただ今事務局からの説明のとおりです。たいぶ放っておかれたようなところがあって、周りの皆さんも困っていたんですけども、今回きれいに整備されるということで安心されている様子も伺えました。よろしく審議の程お願いいたします。
事務局	番号2。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の38ページから41ページをご参照ください。本件は、市内で不動産業を営んでいる譲受人が、事業計画の一環として宅地分譲するため、田1筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、第1種住居地域および第1種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。今回の申請地で6区画の宅地分譲を計画しています。周辺の被害防除については、市道の西側および東側の道路側溝へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は今年10月上旬から12月中旬の予定です。以上でございます。
小島委員	16番小島です。ただ今事務局の説明のあったとおりでございまして、場所は新旭駅の西側ということで、都市計画内でありまして、問題ないと判断しました。よろしくご審議願います。
事務局	番号3。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の41ページから44ページをご参照ください。本件は、市内で不動産業を営んでいる譲受人が、事業計画の一環として宅地分譲するため、田1筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、第1種低層住居専用地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。今回の申請地で3区画の宅地分譲を計画しています。周辺の被害防除について、雨水排水は南側の道路側溝へ

	放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、今年7月中旬から10月上旬の予定です。以上でございます。
足立委員	17番足立です。内容につきましては、ただ今事務局の説明のとおりでございます。2番同様、新旭駅西にあたりまして住宅分譲が進んでいるといった土地でございます。なんら問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。
事務局	続きまして15ページをご覧ください。2.賃借権の設定、番号1。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の45ページから47ページをご参照ください。本件は、現在営業している観光果樹園の一画に、馬の放牧飼育施設を整備し新たな観光集客を行うとともに、そのたい肥を果樹園や付近の農家で活用し環境負荷を低減する観光農業経営を進めるため、畑4筆を賃借により借り受け、農地転用するものです。農地区分について、申請地は、農業振興地域内農用地区域の農地でありましたが、令和5年3月28日付けで農業用施設用地に用途を変更済みです。農用地区域内の農地の転用は原則的には不許可となりますが、農用地利用計画で指定された用途であれば、例外的に許可ができます。周辺の被害防除について、雨水排水は敷地内の外周に、U字溝を設置し吸い込み層へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、隣接する農地の所有者の承諾書も添付されており、受益地であるマキノ町西土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
松村委員	2番松村です。1番の案件は、今説明のありましたように、馬の厩舎とたい肥舎と簡易な運動施設という形で、観光用の馬を飼育して、あとの2番の案件で観光客とのふれあいにも使うという形で、主に1番の案件は馬の飼育用の建物が中心となる部分でございます。47ページの写真をみていただきましたらわかりますように、現地は現在こういう状況で隣接地が全部栗が植わっておりまして、栗園の中でございます。この道路の反対側が[REDACTED]の駐車場にあたる部分でございます。そういった形で問題はないと判断しましたので、よろしくお願いいたします。

事務局	番号２。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の４８ページから５０ページをご参照ください。本件は、現在営業している観光果樹園の一面に、馬とのふれあい施設と農畜産物加工品販売施設を整備し新たな観光集客を行うため、畑１筆を賃借により借り受け、農地転用するものです。農地区分について、申請地は、団地規模が概ね１０ヘクタール以上の農地であることから、第１種農地と判断されます。第１種農地での転用は原則不許可であります。動物ふれあい施設と農畜産物加工品販売施設を整備して、都市の方に来ていただくことで地域が活性化し、本地域や農業に対する理解を深めていただける効果が期待され、地域の農業の振興に資する施設と認められることから、例外的に許可ができます。周辺の被害防除について、敷地内の外周にＵ字溝を設置し、吸い込み層へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また隣接する農地の所有者の承諾書も添付されており、受益地であるマキノ町西土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
松村委員	２番松村です。先ほど言いましたように、この２番の案件はふれあい施設と農畜産物の加工品等の販売施設を設置するという形であがってきたところです。写真等を見ていただきましてもわかりますように、先ほど言いましたように、すべて果樹園に隣接する、現況は、地目は畑ですがここが畑として耕作されたのは戦後の食糧難の時代にさつまいもを作ったのがたぶん最後やと思っています。それ以後はずっと平地林の状態で、開拓パイロット事業で栗園としてなって、それに隣接して栗を植えなかった部分が畑のままでずっと残っているという状態の場所でございます。そういう形でご審議よろしくお願いいたします。なおすでに過去に許可いただきましたグランピングの施設につきましては、４８ページの十字路の左側のところに過去の選果場の跡地ですが、現在グランピングの施設は建設中です。先々月くらいから建築工事が始まりまして、今ほぼもう建屋が姿が現したという状態でございます。また■■■■■やメタセコイヤなり行かれましたら、またそこも一緒に見ておいていただければ、と思っております。ご審議よろしくお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第４２号「農地法第５条の規定による許可申請について」「所有権の移転」番号１から番号３、「賃借

	権の設定」番号 1 から番号 2 について審議を行います。本件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言ください。 (意見・質疑なし)
会長	よろしいですか、それではご意見ないようでございますので、これより議案第 4 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」採決を行います。 最初に「所有権の移転」番号 1 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 2 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 3 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、「賃借権の設定」番号 1 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号 2 の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第 4 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請のあった、「所有権の移転」番号 1 から番号 3 および「賃借権の設定」番号 1 から番号 2 については申請のとおり許可することに決定をいたしました。

会長	次の日程の議案説明のため、ここで農業政策課の職員が入室いたします。 (農業政策課職員が入室)
会長	それでは、準備が整いましたので再開いたします。日程第9、議案第43号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。農業政策課より説明をお願いします。
農業政策課	農業政策課南村と申します。私より農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画、令和5年7月20日、滋賀県高島市。続いて農用地利用集積計画表は18ページでございます。なお貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。1. 利用権設定について。利用権設定農用地は19筆、利用権設定面積は32,354平米でございます。内訳としまして、新規2筆、面積は763平米、継続17筆、面積31,618平米でございます。利用権設定者は6名、農用地利用申出者は3名でございます。その他利用権設定各筆明細は19ページから21ページのとおりでございます。 続いて所有権移転について、所有権移転農用地は1筆、所有権移転面積は3,318平米、所有権譲渡者、売り手は1名、所有権譲受者、買い手は1名、その他所有権移転各筆明細は22ページのとおりでございます。農用地利用申出者および所有権移転譲受者4名はすべての農用地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであります。以上で、農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第43号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議を行います。19ページから21ページ利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号1から番号19の案件について審議を行います。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようでございますので、これより、利用権設定各筆明細「借り手から貸し手」番号1から番号19の案件について採決を行い

	ます。本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号１から番号１９の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
会長	続いて２２ページ所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１について審議を行います。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	それではご意見ないようでございますので、これより、所有権移転各筆明細「売り手から買い手」番号１の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。 よって、所有権移転各筆明細「売り手から買い手」番号１の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
会長	続いて日程第１０ 議案第４４号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を議題といたします。農業政策課より説明をお願いします。
農業政策課	農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。 農用地利用集積等促進計画、令和５年８月３１日、滋賀県。農用地利用集積等促進計画は２５ページのとおりでございます。こちらについても貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。農用地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は２３筆、権利設定面積は３７，９１０平米。農地中間管理機構に権利の設定をする者貸し手は１３名、権利の設定を受ける者借り手は３名、その他農用地利用集積等促進計画は２６ページから２７ページのとおりでございます。以上で、

	農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	それでは以上で説明が終わりました。これより、議案第４４号「農用地利用集積等促進計画の作成について」審議を行います。
会長	それでは、まず２６ページから２７ページ、農用地利用集積等促進計画、番号１から番号２３の案件について審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。
会長	ご意見がないようでございますので、これより、農用地利用集積等促進計画、番号１から番号２３の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、農用地利用集積等促進計画、番号１から番号２３の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	それでは以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程については、全て終了となります。長時間にわたりましてご協議いただきありがとうございました。 （午後２時５５分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 1 番 _____

議事録署名委員 2 番 _____